

第3回瀬戸市居住支援協議会 議事録

開催日時：令和4年1月13日（木） 午前10時から正午

開催場所：瀬戸市役所 4階 庁議室

出席者：21名

1 令和3年度事業計画について

- ・居住支援セミナーについて報告
- ・居住支援のパンフレットについて経過報告
 - ・パンフレットの構成について、ご意見をいただいた。

2 身寄りのない高齢者の死後事務について

- ・事務局より資料2, 3について説明。

葬儀の流れと死後事務について、現状と利用可能な制度及び課題を整理した。

また、高齢者の居住後については、様々な支援を組み合わせることで支援していきたい。

<質疑やご意見>

- ・残置物モデル条項のうち①賃貸借契約の解除と②残置物の処置は別の契約として扱っていいか。
→必要な支援の状況に合わせて別々に契約できる。
- ・必要な費用は確保できないが、葬儀をあげたいという相談が多い。費用の面をはっきりさせないと葬儀をあげるのは難しい。また、インターネットや口コミでは数万円で葬儀をできるという情報が出回っているが、実際にはその金額できず、トラブルになることもある。正確な情報を周知していく必要がある。
- ・葬儀に困っている高齢者から社会福祉協議会の貸付制度の問い合わせがあったが、あくまで“貸付”なので、その人の状況を総合的に考えて貸付の可否を判断していく。
- ・死亡時の残置物と葬儀について、入居契約時に葬儀を行う人がいるのかを確認したり、遺品整理や葬儀について積み立てをすることはできないか。契約時にしっかりと死後についても固めておく必要がある。
- ・ご遺体の状態によって死後の費用が変わるので、一概にいくら積み立てれば葬儀をあげることができるというのは言いにくい。積立の途中で亡くなる場合もある。また、自宅で亡くなる人もいれば、病院や施設を介して亡くなる人もいるので、亡くなるまでにかかるお金も変わってくる。
- ・高齢者は手元にあるお金はすぐに使ってしまう方も多い。自分で葬儀のために貯蓄することはできないのではないか。
- ・お金がない方には、収入がない場合と、金銭管理が苦手な場合がある。目先の生活に手一杯だったり、将来のために貯蓄するということが苦手な方に対し、ご本人の理解をどれだけ得られるのが課題。

身寄りのない方の葬儀を行うシステムを考えるのは良いことだが、原資が必要となるし、資金を管理するには法的な根拠も必要になるのではないかと。

- 残置物の処理にはまとまった金額がかかる。誰がそれを支払うのか、事前に話し合ってもらい必要がある。高齢者が死後を含めて、終末期にどれくらいの費用がかかるのかを分かっていないのではないかと。死後の費用や手続きの周知を進めるなど、長期的な視点も必要であり、高齢者の意識を改革していくことが大切。また、葬儀などネガティブな情報は人の記憶に残りにくいので、どのように発信していくのか考えなければならない。企業も地域貢献したいという気持ちはあるが、気持ちだけではやっていけない。CSR活動からCSV活動にしないと継続的にやっていくのは難しい。

- 自助、共助、公助の3つの面で考えていかなければいけない。

自助については、自分で死後の費用について意識的にお金を貯められる人が一定数はいるのではないかと。

共助の仕組みは、権利擁護センターでは残置物の処理を相続人からの寄付で賄っている。市でも使途を明確にした寄付等の仕組みができるといい。

公助については、生活保護を受けるのは生存権に裏付けられた権利なので受けるのは間違いではないことを伝えること。しかし、生活保護は本人の精神的ハードルが高いこともあるので、本人の意志を尊重しなければならないことに注意する。

- 社会福祉協議会の日常生活自立支援事業は判断能力がある人を対象にしており、今問題事例にあがっているような人は制度に当てはまらない。そういった人をどう保護していくのか考えていかなければならない。
- 豊田市社会福祉協議会では体が不自由な方を対象に引き出しの管理をしている。また、生活困窮者自立支援事業の中の任意事業として家計相談支援事業というものがあるので、瀬戸市でもぜひやってほしい。いきなりで難しいなら相談事業の幅を広げるだけでもいい。